

近年、さまざまな機器がインターネットとつながり、膨大なデータを取り扱うコンピューティングアーキテクチャーと、蓄積されたデータを AI 技術によって学習し、認識・推論・対話・生成を行うことで、これまでとらえられてこなかった人や設備の動き、そこで提供されている商品やサービスの状況、それらを利用する生活者の振る舞いと属性、さらに私たちの暮らす街の情報などが、データとして蓄積されるようになりました。

これらのデータは異なる分野や組織において横断的に共有され、AI 技術を用いたシステム（以下、AI システム）が連携することで、従来は独立していた業務プロセスが繋がり、効率化・高度化され、環境・循環型経済・人権など国連が持続可能な開発目標(SDGs)で取上げる社会課題の解決に大きく寄与することが期待されています。

一方で、これらのネットワーク化された AI システムは、その複雑さから適切な利用、運用および管理がなされず、個人のプライバシーや多様性および公平性を損なうなどの想定していなかったリスクを生み出し、社会に対してネガティブな影響を与えているケースも存在します。また AI システムが進化し、大量のデータを学習し、高度な処理を行えるようになったことで、その期待からその能力や適切な利用範囲を超えて、人が AI システムに過度に依存することが懸念されています。こういった負の影響による不安により、人と社会の豊かさのために存在するはずの AI システムが、人と社会から信頼されにくくなりつつあります。

このため、多くの国や組織で AI システム並びにデータの利用が及ぼす正負の影響を認識し、対応を検討するために、これらの利用に関する原理原則が作成され、便益とリスクのバランスをとるための取り組みが行われています。

BIPROGY グループの AI 倫理指針

BIPROGY グループは、「先見性と洞察力でテクノロジーの可能性を引き出し、持続可能な社会を創出する企業」として、「レジリエンス（自律分散した生存力・復元力のある環境）」「リジェネラティブ（再生型ネットポジティブ社会へ）」「ゼロエミッション（デジタルを活用した環境貢献、環境負荷の軽減）」の3つの社会インパクトを道しるべにビジネスを推進することで「デジタルコモンズ（社会の共有財）」を創造し、誰もが幸せに暮らせる社会の仕組みづくりにつなげたいと考えています。

この仕組みづくりに欠かせない AI システムは、高度に人間を補助することで人間の能力と創造性を拡大して多くの人々や社会の生活を豊かにすることが期待されています。しかし、あくまでも目指しているのは人間中心の社会であって、AI システムはそれを支えるために存在します。AI システムが受容され誰もが幸せに暮らせる社会を支えるためには、社会に与える功罪両面を考え、ステークホルダーと共にリスクへの適切な対応を図った上で、利用による様々な可能性を引き出すべく、当社グループの AI に関する倫理指針を表明します。

なお、本指針は、AI 技術を用いたビジネス全体を対象とし、これらを支える AI 技術の開発だけでなく、自社開発か否か、システム導入型か利用型かにかかわらず AI システムの開発・提供・利用に関して適用するものとします。また、本指針における AI 技術とは、データをもとに行われる認識・推論、対話や生成などの知的なふるまいをする AI システムを支える技術全体を指します。

BIPROGY グループの役職員は、以下のことに努めます。

1. 持続可能な社会の実現を目指すエコシステムのパートナーとともに、データと AI 技術の可能性を引き出します。提供する AI システムが広く社会で受け入れられるよう、利用者や社会に与える正の影響と共に負の影響についても認識し、エコシステムのパートナー、一般の利用者、外部の専門家など各ステークホルダーとも共有の上、必要な対応を進めていきます。
2. AI システムの持つ便益とリスクを適切に認識し対応を検討できる人財を育成するため、事例の共有や社内 AI 教育を行います。
3. AI システムの提供により、利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害が及ばないよう配慮します。また、データ主権者が持つ権利を尊重するとともに、優越的な地位を濫用してデータ主権者に不利益を与えないよう配慮します。
4. AI システムの役割を検討する際には、人間の尊厳と個人の自律を尊重し、利用者が AI システムに過度に依存しないよう、適正な範囲及び方法で人との役割分担を行うよう検討します。
5. AI システムが必要とするデータを扱う際には、セキュリティを確保するとともに、プライバシーが侵害されないよう配慮します。また、データの品質に留意し、不正確なデータを用いないよう留意します。
6. AI システムの行った判断や生成内容にはバイアスが含まれる可能性があることを認識し、個人及び集団が不当に差別されないよう公平性に配慮します。また、学習に用いるデータの質、入出力の検証可能性及び判断や生成の結果の説明可能性に留意し、透明性の確保に努めます。
7. AI システムの適用・提供にあたっては、業容に合わせて便益とリスクを評価し、必要に応じてガイドラインやルールを検討します。また、その後も状況の把握を続け、必要な対応を行います。
8. 本指針は、法令や社会の動き、それらを受けた受容性の変化に合わせ、エコシステムのパートナー、一般の利用者、外部の専門家などのステークホルダーとの対話を通じて、継続的に改定を行います。

策定日 2020 年 2 月 3 日

改定日 2022 年 5 月 16 日

改定日 2024 年 3 月 11 日